

議案第 16 号

倉敷市教育委員会行政組織規則の改正について

倉敷市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 27 日提出

倉敷市教育委員会
教育長 仁 科 康

倉敷市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

倉敷市教育委員会行政組織規則（昭和 51 年倉敷市教育委員会規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条保健体育課の事務分掌中第 12 号の次に次の 1 号を加える。

(13) 学校徴収金に関すること。

第 12 条生涯学習施設再編整備室の事務分掌中第 2 号を削る。

第 18 条の表倉敷中央学校給食共同調理場の項を次のとおり改める。

倉敷中央学校給食共同調理場	倉敷学校給食共同調理場
	児島学校給食共同調理場
	庄学校給食共同調理場
	真備学校給食共同調理場

第 18 条の表中央図書館の項を次のとおり改める。

中央図書館	図書館移転準備室
	水島図書館
	児島図書館
	玉島図書館
	船穂図書館
	真備図書館

第 19 条第 1 項の表図書館の項の次に次のように加える。

図書館移転準備室	室長
----------	----

第 19 条第 2 項中「館長補佐」の次に「、室長補佐」を加える。

第 19 条の 2 中第 11 項を第 13 項とし、第 8 項から第 10 項までを 2 項ずつ繰り下げ、第

7項を第9項とし、同項の前に次の1項を加える。

8 室長補佐は、室長を補佐し、所掌事務を掌理し、室長に事故あるときは、その職務を代行する。

第19条の2中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 室長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第25条に次の1項を加える。

3 中央図書館には、図書館移転準備室を置き、次の事務をつかさどる。

(1) 今後の市立図書館の在り方の検討に関すること。

(2) 中央図書館をはじめとする施設の複合化等に伴う移転作業等の推進に関すること。

(3) 図書館システムに関すること。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第18条の表倉敷中央学校給食共同調理場の項に係る改正規定は、令和7年7月1日から施行する。

提案理由

行政組織改正に伴い規定を整備する等のため、規則を改正するものである。

倉敷市教育委員会行政組織規則（昭和51年倉敷市教育委員会規則第14号）新旧対照表

新	旧																															
（学校教育部の事務分掌） 第11条 学校教育部の事務分掌は、次のとおりとする。 保健体育課 （1） 学校保健及び学校安全に関すること。 （略） <u>(13) 学校徴収金に関すること。</u> （生涯学習部の事務分掌） 第12条 生涯学習部の事務分掌は、次のとおりとする。 生涯学習施設再編整備室 （1） 生涯学習施設の再編整備に関すること。 _____ 第18条 教育機関の所属は、次のとおりとする。 <table><tr><th>所属</th><th>教育機関</th></tr><tr><td>学校教育部</td><td>倉敷中央学校給食共同調理場</td></tr><tr><td>学校教育部指導課</td><td>教育センター</td></tr><tr><td rowspan="4">倉敷中央学校給食共同調理場</td><td>倉敷学校給食共同調理場</td></tr><tr><td><u>児島学校給食共同調理場</u></td></tr><tr><td>庄学校給食共同調理場</td></tr><tr><td>真備学校給食共同調理場</td></tr></table> <table><tr><td rowspan="4">中央図書館</td><td><u>図書館移転準備室</u></td></tr><tr><td>水島図書館</td></tr><tr><td>児島図書館</td></tr><tr><td>玉島図書館</td></tr></table>	所属	教育機関	学校教育部	倉敷中央学校給食共同調理場	学校教育部指導課	教育センター	倉敷中央学校給食共同調理場	倉敷学校給食共同調理場	<u>児島学校給食共同調理場</u>	庄学校給食共同調理場	真備学校給食共同調理場	中央図書館	<u>図書館移転準備室</u>	水島図書館	児島図書館	玉島図書館	（学校教育部の事務分掌） 第11条 学校教育部の事務分掌は、次のとおりとする。 保健体育課 （1） 学校保健及び学校安全に関すること。 （略） _____ （生涯学習部の事務分掌） 第12条 生涯学習部の事務分掌は、次のとおりとする。 生涯学習施設再編整備室 （1） 生涯学習施設の再編整備に関すること。 <u>(2) 図書館システムに関すること。</u> 第18条 教育機関の所属は、次のとおりとする。 <table><tr><th>所属</th><th>教育機関</th></tr><tr><td>学校教育部</td><td>倉敷中央学校給食共同調理場</td></tr><tr><td>学校教育部指導課</td><td>教育センター</td></tr><tr><td rowspan="3">倉敷中央学校給食共同調理場</td><td>倉敷学校給食共同調理場</td></tr><tr><td>庄学校給食共同調理場</td></tr><tr><td>真備学校給食共同調理場</td></tr></table> <table><tr><td rowspan="4">中央図書館</td><td>水島図書館</td></tr><tr><td>児島図書館</td></tr><tr><td>玉島図書館</td></tr><tr><td>船穂図書館</td></tr></table>	所属	教育機関	学校教育部	倉敷中央学校給食共同調理場	学校教育部指導課	教育センター	倉敷中央学校給食共同調理場	倉敷学校給食共同調理場	庄学校給食共同調理場	真備学校給食共同調理場	中央図書館	水島図書館	児島図書館	玉島図書館	船穂図書館
所属	教育機関																															
学校教育部	倉敷中央学校給食共同調理場																															
学校教育部指導課	教育センター																															
倉敷中央学校給食共同調理場	倉敷学校給食共同調理場																															
	<u>児島学校給食共同調理場</u>																															
	庄学校給食共同調理場																															
	真備学校給食共同調理場																															
中央図書館	<u>図書館移転準備室</u>																															
	水島図書館																															
	児島図書館																															
	玉島図書館																															
所属	教育機関																															
学校教育部	倉敷中央学校給食共同調理場																															
学校教育部指導課	教育センター																															
倉敷中央学校給食共同調理場	倉敷学校給食共同調理場																															
	庄学校給食共同調理場																															
	真備学校給食共同調理場																															
中央図書館	水島図書館																															
	児島図書館																															
	玉島図書館																															
	船穂図書館																															

	船穂図書館
	真備図書館

第19条 次の表の左欄に掲げる教育機関に右欄に掲げる職を置く。

教育機関	職
教育センター	館長
学校給食共同調理場	所長
図書館	館長、係長（中央図書館に限る。）
図書館移転準備室	室長
美術館	館長

2 前項に定める職のほか、課長主幹、所長代理、館長代理、所長補佐、館長補佐、**室長補佐**、主幹、主任及び副主任を置くことができる。

第19条の2 （略）

2 （略）

3 室長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 （略）

5 （略）

6 （略）

7 （略）

8 室長補佐は、室長を補佐し、所掌事務を掌理し、室長に事故あるときは、その職務を代行する。

9 （略）

10 （略）

11 （略）

12 （略）

	真備図書館
--	-------

第19条 次の表の左欄に掲げる教育機関に右欄に掲げる職を置く。

教育機関	職
教育センター	館長
学校給食共同調理場	所長
図書館	館長、係長（中央図書館に限る。）
美術館	館長

2 前項に定める職のほか、課長主幹、所長代理、館長代理、所長補佐、館長補佐_____、主幹、主任及び副主任を置くことができる。

第19条の2 （略）

2 （略）

3 （略）

4 （略）

5 （略）

6 （略）

7 （略）

8 （略）

9 （略）

10 （略）

13 （略）

第25条 （略）

- 2 中央図書館には、庶務係、奉仕係を置き、前項のほかに次の事務をつかさどる。

(1)～(6) （略）

3 中央図書館には、図書館移転準備室を置き、次の事務をつかさどる。

(1) 今後の市立図書館の在り方の検討に関すること。

(2) 中央図書館をはじめとする施設の複合化等に伴う移転作業等の推進に関すること。

(3) 図書館システムに関すること。

11 （略）

第25条 （略）

- 2 中央図書館には、庶務係、奉仕係を置き、前項のほかに次の事務をつかさどる。

(1)～(6) （略）

倉敷市行政組織改正

令和7年2月

令和7年度倉敷市行政組織改正

1 総務局 総務部に「本庁舎エリア再編整備推進室」を新設する。

庁舎等再編整備事業における市民交流ゾーン整備については、複合施設棟の建設だけでなく、先行して進めている行政ゾーン整備との調整・連携に加え、庁舎等再編整備事業に関連する部署等の再配置、駐車場も含めた外構全体の整備等も検討していく必要があり、今後の本庁舎エリアにおける再編整備事業をより一層推進していくため、総務局総務部に課長級組織の「本庁舎エリア再編整備推進室」を新設する。

2 総務局 防災危機管理室 「防災推進課」を「地域防災推進課」に改称する。

南海トラフ巨大地震や集中豪雨等の発生に備えて、真備地区の復旧・復興における防災力強化の取組を生かし、これまで以上に地域の実情を踏まえた防災への取組を強化するため、「防災推進課」を「地域防災推進課」に改称する。

3 「環境リサイクル局」及び「リサイクル推進部」を改称し、同部内を改組する。

地域における資源循環型社会の構築が急務であることから、環境リサイクル局及びリサイクル推進部の名称を改称し、同部内の組織を改組する。

- (1) 「環境リサイクル局」を「環境局」に、「リサイクル推進部」を「資源循環部」に改称する。
- (2) 「一般廃棄物対策課」を「資源循環推進課」に改称し、同課指導係が所管している事業系一般ごみに関する許可・指導業務を産業廃棄物対策課に移管し、同係を廃止するとともに、同課「リサイクル推進係」を「ごみ減量推進係」に改称する。
- (3) 事業系ごみ全般の許可・指導業務の窓口を一本化するため、「産業廃棄物対策課」を「廃棄物対策課」に改称し、「審査係」と「指導係」を新設する。
- (4) 現在の愛称である「クルクルセンター」が広く市民に定着していることから、児島環境センター「倉敷市リサイクル推進センター」を「倉敷市クルクルセンター」に改称する。
- (5) 令和7年4月から倉敷西部クリーンセンターが本格稼働するなど、大規模施設の新設・改修等が終了するため、次長級組織である「環境施設室」を「環境施設課」として改組する。

4 倉敷市保健所 健康づくり課内の組織を再編する。

令和6年3月に本市の健康増進計画と食育推進計画を一体化して策定した計画「くらしき健幸プラン」に沿った施策の効果的な推進や、母子保健と児童福祉の連携を強化するため、課内の業務を整理し「健康管理係」「食育推進係」及び「健康増進センター」を、「健康増進係」「母子保健係」及び「けんしん係」に再編する。

5 建設局 事業推進課 「復興推進室」を廃止する。

まびふれあい公園が令和6年7月に完成し、その他の復興に向けた施策も順調に進んでいるため、「復興推進室」を廃止する。

また、これまでの真備地区の復旧・復興における防災力強化の取組を、全市的な地域防災力の強化に生かしていくため、防災危機管理室「地域防災推進課」が引き継ぐこととする。

なお、被災者の見守りや困りごとの相談支援等については、保健福祉局保健福祉推進課福祉支援連携室が、真備地区のにぎわい創出や魅力の向上については、総務局真備支所産業課が、引き続き関係部局等と連携して実施する。

6 教育委員会 学校教育部 倉敷中央学校給食共同調理場に「(仮称)児島学校給食共同調理場」を新設する(令和7年7月から)。

令和7年度2学期から、児島・水島地区の15校へ、新たに共同調理方式での給食提供を開始するため、学校教育部倉敷中央学校給食共同調理場の下部組織として、課長補佐級組織の「(仮称)児島学校給食共同調理場」を新設する。

7 教育委員会 生涯学習部 中央図書館に「図書館移転準備室」を新設する。

今後の市立図書館の在り方を検討していくとともに、中央図書館をはじめとする施設の複合化等に伴う膨大な移転作業等を効率的に推進するため、生涯学習部中央図書館に課長補佐級組織の「図書館移転準備室」を新設する。